

お 知 ら せ

浜松飛行場に係る住宅防音工事の対象区域である第一種区域等については、最終指定告示（昭和56年7月）以降、相当の期間が経過し、航空機の騒音状況に変化が見られること、また、同飛行場における住宅防音工事希望者に対する防音工事は完了している状況等を踏まえ、同飛行場の第一種区域等の見直しを行うこととし、平成20年度から平成22年度（6月末）にかけて、同飛行場における騒音状況を把握するための騒音度調査を実施したところです。

今般、同調査結果を基に浜松飛行場に係る騒音区域の見直しに関する概要を取りまとめたことから、関係住民への周知を図るため、南関東防衛局のホームページに同資料を掲載することとしました。

また、今後は、第一種区域等の指定素案を作成し、静岡県知事の意見を聴取した上で、平成23年度において区域の見直しを行いたいと考えております。

なお、浜松市に対する意見の聴取は、静岡県知事を通じて行うこととしております。

※ 防衛省では、平成14年7月の防衛施設庁長官（当時）により開催された「飛行場周辺における環境整備の在り方に関する懇談会」における提言等を踏まえ、全国的に飛行場周辺の区域見直しを実施しているところです。

（既に見直した飛行場：横田〔平成17年10月〕、厚木〔平成18年1月〕、松島〔平成18年12月〕）

連絡先：南関東防衛局

企画部 住宅防音課

電 話 045-211-7113

浜松飛行場に係る騒音区域の見直しに関する概要

○ 調査結果等の概要

今回の調査の結果、昭和57年度の評価と比べ標準飛行回数の減少（204回→182回）、及び、主力機の機種変更（T-33→T-4）による騒音レベルの減少などにより大幅に区域が縮小。

- ・ 第一種区域（75W）は全般的に縮小
- ・ 第二種区域（90W）及び第三種区域（95W）は施設内に包含

○ 対象区域及び対象世帯数の変動状況

- ・ 面積：約 1,800 ha → 約 440 ha（約1/4）
- ・ 世帯数：約12,300世帯 → 約3,000世帯（約1/4）

注：見直し後の面積及び世帯数は75W騒音コンターにより算出しているため、今後精査することにより、変動する可能性がある。

○ 区域見直しに伴う措置

- ・ 縮小（指定解除）される区域においては、経過措置として一定の期間（概ね1年6ヵ月）に住宅防音工事を希望する者については、従前の施策を引き続き実施。
- ・ 新たな施策として、いわゆる告示後の住宅に対する防音工事を実施。

（当面は、現行の区域指定日後に建設された住宅のうち、特に騒音の著しい区域（区域見直し後の85W以上の区域）で、建設年度の古い住宅（最終告示日後10年以内に建設された住宅）に対して防音工事の助成を実施。）

○ 概略イメージ

